

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成27年12月11日付

人口・社会統計部会（学校基本調査・学校教員統計調査関係）

専門委員 新井 陽子 （板橋区教育支援センター所長）  
安藤 福光 （兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授）